

強制執行停止にともなう 保証金カンパのお願い

農地取り上げに立ち向かう市東孝雄さんの闘いは、2月14日に千葉地裁で審尋が行われ、強制執行の停止が正式に決まりました。停止期間は、新たに始まる請求異議裁判（3月2日に第1回口頭弁論）の一審終局まで。執行停止にともない保証金200万円を積むことが条件とされました。

昨年10月25日、最高裁第3小法廷（大谷剛彦裁判長）は、市東孝雄さんの上告を不当に棄却しました。強制執行が迫る緊迫した状況の中、市東さんは強制執行を不当とする請求異議の裁判を千葉地裁に提起し、あわせて執行停止を申し立てました。これが審尋で「理由あるもの」として認められ、執行停止が確定したのです。

最高裁の確定判決を超えての、この異例とも言える展開は、常軌を逸した農地取り上げが市東さんの生存権そのものを奪うものであることから、裁判所としても慎重にならざるを得ないことを示しています。

今回、執行に歯止めをかけたことはひとまずの勝利です。しかし裁判所は、この審尋決定の直前に請求異議裁判（地民5部）の裁判長を交代させました。市東さんに陳述の機会を与える審尋を決定した鹿子木康裁判官から、高瀬順久裁判官への突然の交代です。成田から沖縄へと、不当判決を請け負い歩く多見谷寿郎裁判官に次ぐ、露骨な国策人事です。200万円の高額保証金（根拠の無い損失補填が名目）は高瀬裁判長によって、審尋終了後に通知されました。

みなさん、市東さんの農地闘争は、ふたたび新たな段階に入りました。市東さんは、不屈の思いを胸に、これまでどおり春に向かって畑を耕しています。

この農地問題は、独り市東さんだけの問題ではありません。「公益」「国策」の名の下に、生きる権利を奪う者との闘いです。安倍内閣の農家切り捨てや、辺野古・高江の基地建設、被災地置き去りの原発再稼働、さらには改憲・共謀罪の動きと根は一つです。

強制執行停止の保証金は、心を寄せるみんなの力で作り出しましょう。保証金カンパに力強いご支援を、心から訴えます。

2017年2月21日

※郵便振込用紙（料金受領者負担）を同封しますので、ご利用ください。



「市東さんの農地取り上げに反対する会」事務局
e-mail: shitou.nouchi@gmail.com
Fax: 050-3588-0142
住所：千葉県成田市天神峰63番地 市東孝雄方
郵便口座：00120-9-261685
口座名義：「市東さんの農地取り上げに反対する会」

ブログ・ツイッターで最新情報をお伝えしています！
<http://www.shitou-nouchi02.net> @shitou_06